

令和5年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
1	1	2	「松戸市高齢者保健福祉推進会議」に 報告等の提出を予定（給付分析等）とあります。「給付分析等」については、7月に報告（議題）の予定ですが、今まで使われていない用語ですので、現時点でのおよその内容（例えば、項目等）を教えてください。	第2回の議題で予定しております「新しい施設整備計画等に向けての給付分析」については、第8期介護保険事業計画における施設整備状況の進捗及び利用状況調査やアンケート等を基に、第9期介護保険事業計画の施設整備等の基礎資料をお示しするものです。（参考：令和2年度第2回資料）
2	1	5~7	年4回の議題予定が記載されています。従来の議題からすると、重要報告と言える議題に、①介護保険特別会計の予算・決算 ②介護保険事業実施状況報告（第3回予定）③いきいき安心プランVIIまつどの進捗状況加えて④各施設での事故報告等があります。②は、第3回予定で記載があります。①、③、④については、どうなりますでしょうか？	①介護保険特別会計の予算・決算については、②介護保険事業実施状況報告の資料の一部として、③いきいき安心プランVIIまつどの進捗状況については議題ではなく参考資料としてご報告予定となっております。④各施設での事故報告等については、昨年度までと同様、年に1度、第2回「地域密着型サービス事業者等の状況について」内で、令和4年度サービス種別ごとの事故報告状況を報告予定です。
3	2	2	1.【加算体制届出状況（予定）】とありますが、現状で記載し、「予定いつ（頃）」を付記するのがいいと思います。 2.看護職員配置加算が「Ⅲ」とありますが、「人員の基準」には看護職員の記載がありません。これも「予定」でしょうか？「加算」が多くあるので、好ましいのですが、判断がつかいません。	1.予定と記載しておりますのは、地域密着型サービスの新規指定・指定更新の審査は、介護保険運営協議会で承認され、初めて決定事項になるという趣旨によります。承認後、新規指定・指定更新予定日が決定日となります。 2.看護職員を介護職員に含め、記載させていただいております。今後は、看護職員として記載するようにいたします。予定と記載しております理由は、1と同様です。
4	2	3	介護保険制度においては、原則として主体規制が撤廃されたことにより、株式会社の参入が増加しています。民間企業等の場合、今回のように企業間の「合併」や「事業譲渡」等の運営主体の変更は当然あり得ますが、これは利用者にとっても大きな関心事となります。今回は、運営会社の吸収合併の不成立により、従前の運営会社がそのまま運営にあたるということですが、この間の経緯については、利用者への説明は十分になされたのかご教示下さい。	吸収分割中止の経緯について、法人から松戸市介護保険課への一報から、直ちに利用者等へ説明した旨、確認しました。同時に県や他市状況も併せて確認しました。利用者等への影響は出ておらず、利用者等から事業所に、経緯に関する問い合わせはないとのことでした。今年度1回目の運営推進会議において、改めて吸収分割中止の経緯を報告していただくよう指導しました。
5	2	参考資料 2,5	「小規模多機能型居宅介護サンパティオ」及び「認知症対応型共同生活介護サンパティオ」に限る話ではありませんが、介護保険法施行規則第三百三十四条（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）十三項においては、協力医療機関との連携体制について、「指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）」とされています。当該事項について、以下の点をご教示下さい。 ① 松戸市において、契約内容に盛り込むべき標準的な事項を定めていますか？ ② 今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応を踏まえ、介護事業所・施設と協力医療機関との連携体制として、予め定めておいた方がよい事項等があればご教示下さい。	①松戸市が事業所に対し定めている事項につきましては、松戸市地域密着型サービス事業者公募要項内、応募要項、その他事項において、「協力医療機関、協力歯科医療機関、協力老人福祉施設等を定めるにあたっては、特段の理由がない限り、原則として市内の機関及び施設とすること。」がございます。事業所が協力医療機関等に対し、契約内容に盛り込むべき標準的な事項についての定めはございません。小規模多機能居宅介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号）第83条、認知症対応型共同生活介護については、同第105条に規定されている通りとなります。 ②千葉県健康福祉部高齢者福祉課長通知（令和5年3月31日付）において、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけされることに伴い、必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助に新たな要件として、次の要件が示され、周知をしました。 （1）入所者・利用者へ新型コロナウイルス感染症が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保していること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。 ・施設からの電話等による相談への対応 ・施設への往診（オンライン診療を含む） ・入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む） （2）感染症の予防及びオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること。 （3）希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること。